

第十三回 参議院外務・法務連合委員会會議録第一号

昭和二十七年四月三日(木曜日)午前十時五十九分開会

委員氏名

外務委員

委員長 有馬 英二君

理事 德川 頼貞君 理事 野田 俊作君

理事 吉川 末次郎君

杉原 荒太君

平林 太一君

中山 福藏君

金子 洋文君

大隈 信幸君

兼岩 傳一君

法務委員

委員長 小野 義夫君

理事 宮城 大マヨ君 理事 伊藤 修君

理事 鬼丸 義彌君

加藤 武徳君

白波瀬 米吉君

岡部 常君

江田 三郎君

齋 武雄君

羽仁 五郎君

出席者は左の通り。

外務委員

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

法務委員

委員長

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

政府委員

外務次官

外務事務官

外務大臣官房

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入国管理官

入

際政府としましては、外国人登録令を廃止し、新たに外国人登録法を制定いたしまして、平和回復後の在留外国人の管理の適正を期して参りたい所存であります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何卒慎重審議の上、速かに可決せられるよう希望いたします。

提案理由の説明に続きまして順序をいたしまして法案の逐條的な御説明をいたすわけでありますが、その前に現在の出入国管理制度がどういう経緯の下に創設されたのか、又これが現在如何に運営され且つ平和條約発効後において如何なる問題をどのような方針で処理されるのか、その大要を御説明いたしまして、法案審議の御参考に供したいと存じます。

第一に出入国管理制度の今日に至りました経緯を申し上げます。御承知のごとく終戦前における我が国の外国人の出入国及び滞在に関する管理行政は、内務省の管轄の下にいわゆる外事警察の機構の下に内務省令でその取扱規定を定めていたものであります。終戦に伴いこれらの機構は一切停止せられ、占領軍の直接管理の下に置かれました。即ち朝鮮人、台湾人を含めた外国人の出入国は連合国最高司令官の許可を必要とし、これに対する事務は総司令部の中央及び地方の機構の下で処理されることに相成りました。昭和二十二年五月に至り初めてポツダム勅令として外国人登録令が施行され、占領軍の管轄下において国内的な措置がとられるに至りました。更に昭和二十四年八月、出入国管理に関する政令が制定せられ、総司令部の行う出入国管理の下に不法入国の取締その他国内行政機

関の行う事務及び実施に必要な機構が定められ、外務省に現在の出入国管理の前身である入国管理局が設置されるに至つたのであります。昭和二十五年二月二十日、連合国最高司令官から入国管理に関する既存の法令及び機構を再検討し、これを一般に認められた国際慣行に一致させるために必要な措置をできるだけ早くとるべきことを指令した覚書を受けまして、更に同年九月十五日附の覚書で出入国管理に関する件の覚書によりまして、不法入国者又は不法在留者を司法保護組織又は警察組織と全然関係のない別個の機構に收容して所要の手續をとるべきことを要請されたのであります。これらの覚書に基づきまして政府は昭和二十五年九月三十日、ポツダム政令を以て出入国管理庁設置令を制定され、同年十月一日から外務省の外局として出入国管理庁が発足したのであります。これに對し総司令部側から、司法保護組織又は警察組織と別個の独立した新機構の設置を見たことはいが、不法入国者に対する退去強制等の手續が依然として司法手續を基礎としておる点は、一般国際慣行にマッチしていないとの理由を以て、改めて新手續令を制定すべき旨の要望があつたのでございます。その結果政府におきましては、昭和二十六年二月二十八日ポツダム政令を以て、不法入国者等退去強制手續令を制定いたしましたのであります。然るに右の手續令の主要部分の実施に先立ちまして、たま／＼本問題のため総司令部がアメリカ本國から招聘しました米人顧問から、右手續令は実行上難点が多いこと及び諍和を控えて單に退去強制手續のみならず、出入国全般に亘つ

ての手續を含んだ包括的な管理令を制定すべき旨の勧告がありまして、総司令部側においてもこの勧告を採用いたした結果、出入国全般に亘る諸管理を規定した出入国管理令の制定を見るに至つたのであります。同時にこの政令を運営するに必要な入国管理庁設置令を制定いたし、ここに連合国総司令官の覚書にございました国際慣行に一致した法令と機構との整備を見るに至つたのであります。ただこの二政令は、連合国総司令官の出入国管理の権限との関連におきまして、即ち直ちに法律化できない実情に置かれておるので、取りあえずポツダム政令として昭和二十六年十月四日公布いたし、同年十一月一日から施行いたしまして今日に至つた次第でございます。

第二にこれらの政令の内容についてその概略を申し上げます。出入国管理令につきましては、出入国管理の方式といたしまして、一般的に承認されまして国際慣行に基いて外国人の入国は原則的に自由であるとし、ただ上陸のための條件に適合していない場合には入国できないものとしたしております。この考え方は、従来の外国人登録令第三條の規定が、外国人は原則として本邦に入国することができないものと、例外的に連合国最高司令官の許可によつてこの禁止が解除されるという特殊な管理方式と正反對の立場に立ち、更に寄港地上陸、觀光上陸、船舶上陸、緊急上陸及び水難上陸のような特例上陸についても、一般の国際慣行に合致するよう十分な配慮が払われております。又入国の制限事由及び退去強制事由は、本来その国の国内事項でありまして、いづれも先進諸國の例

に倣つて合理性のある規定を設けております。更にこれらの処分はすべて行政処分によつて解決されますが、この手續は人権保障を旨とし民主的な運営を期しております。本邦に在留する外国人の管理につきましては、個々の在留資格及び在留期間を定めまして、著しい逸脱のないよう規制いたしております。最後に日本人の出国、帰国につきまして、その方法を規定しまして、密出国のないよう注意を払つております。

入国管理庁設置令につきましては、出入国管理令施行に伴つて生ずる権限、事務等を能率的に運営せんとするものであります。出入国の管理に関する任務を一体的に遂行する責任を負う唯一の行政機関としての立場を明らかにし、本庁には長官官房、実施部及び審判調査部を置きまして、それ／＼の任務を定め、附屬機関としましては、入国管理庁研修所及び入国者收容所を設け、特に研修所におきましては出入国の管理という新しい重大職責、即ち外国人を相手に直接／＼な行政手續をすることは極めて困難な上に、日本の對外的評価にも関連いたします。日本の對外的評価にも関連いたします。この分野に、有能な職員を養成することを期しております。

更に地方支分部局といたしまして、現在全国に十一カ所の出張所を設けまして、これに入国審査官及び入国警備官を配置いたしまして、それ／＼必要な任務を遂行させまして、最後に關係行政機関の協力に関する規定を設けて、この仕事が一層円滑に運用できるようにいたしてあるものであります。今般昭和二十

年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の際止に伴いまして、外務省關係のポツダム命令のうち、特にこの二政令のみを一部改正の上法律化したそうとする政府の意図は、以上申し上げました通り、飽くまでもこの二政令が国際慣行と一致するように立案されたものであり、我が國が平和條約発効後に國際社会の一員となつた場合におきまして、そのまゝ法律として効力を得せしめて決して不都合はないものと信じ、ここに本法律案として提案をいたした次第でございます。

第三に最近問題となつております朝鮮人及び台湾人と出入国管理令との關係を申し上げます。昨年十一月、管理令が施行されました当時、朝鮮人、台湾人はこの特殊な国内法上の地位に鑑みまして、管理令の適用から除外をいたし、従来通り外国人登録令を適用することとした。併しなから平和條約発効後、これらの者は日本の國籍を離脱し、外国人となるわけでありまして、出入国管理令の適用については、一般外国人と同等の取扱をなし、差別待遇はしないことを原則といたしますが、その特殊性に鑑み國籍の轉換に際し、適切妥當な経過措置が必要であると考へております。その内容につきましては、目下進行中の日韓會談で話し合ひが行われておりますので、その結果が決定次第別に法律を以て規定することとした。それ／＼までは取りあえず平和條約発効後も引き続き本邦に居住できるように、今回提案した法律で規定を設けていた次第でございます。朝鮮人、台湾人に対し、國籍轉換に際し管理令上如何なる取扱

をするかは、日韓会談の結果を待たねばならない次第でありまして、政府としましては、現在日本に居住する朝鮮人、台湾人に対し人道に反するような不当なる取扱をする意図は毛頭ございせん。従つてこれらの人たちが善良なる外国人である限りは、日本における居住は確保されるのでありますが、従来ややもすれば政府の真意を曲解する向があることを誠に遺憾に存じております。

最後に平和條約発効に伴ひまして、現在連合国最高司令官の有する外国人の日本への入国許可の権限もなくなり、名実共に国際社会の一員として日本政府が自主的に外国人の管理事務を遂行することとなりますが、その責任官庁たる入国管理庁としては、只今申しました沿革に示された人権尊重の根本精神を堅持いたしまして、慎重な態度を以て今後の事態に処して遺憾なきを期して参りたいと思つております。

以上簡単にございしますが、説明を終ります。

なお、ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案の内容について御説明を申し上げます。

法律案の第一條は、出入国管理令の一部改正でございしますが、第一点は、外国人の定義の改正でございします。従来占領軍関係の規定がありましたが、これを削除したのであります。第二点は、在留資格の取得の規定を第二十二條の二として新たに加えたのでありますが、これは日本人が外国人となつた場合、又は出生その他の事由によつてまだ在留資格を持たないで事実上本邦

に在留することとなつた場合においては、現行の出入国管理令では取扱ができないので、かかる場合に速かに在留資格を取得せしめんとする規定を設けたのであります。第三点の第二十三條の改正及び第四点の第二十四條第一項第四号の改正は、別に本国会に提出いたしました外国人登録法案に関連する字句の修正の改正でございします。第五点の第二十四條第一項に新たに第七項を加えましたこと、及び第六点第七十條に新たに第八項を加えましたことは、只今述べました第二十二條の二の規定に違反した場合の措置を規定したものでございします。第七点の附則第一項但書の削除は、従来日本領事館等の査証が行われなかつたので、経過規定として設けられていた規定を平和條約発効後は必要ないものと認めて削除したものでございします。第八は附則第三項から附則第十八項までの削除であります。第九は、実は連合国最高司令官の入国許可権が、出入国管理令施行と同時に日本側に戻ると見込で、その場合の経過規定を書いていたのでありますが、総司令官側の都合によりましてそれが延びてしまつたので、実際は無意味になつてしまつたのであります。そこでこの際これを削除いたし次に御説明申し上げますこの法律案の第二條におきまして新たに規定いたしたいと存じております。

次に第二條は、出入国管理令の一部改正に伴う経過規定でございしますが、前に申し上げました通り連合国最高司令官の入国許可権の停止に伴ひまして、その許可を得てすでに本邦に在留している外国人に如何ようにして出入国管理令を適用して行くかについて詳細に

規定いたしております。ここで特に申し上げたいことは、日本国との平和條約の規定に基く同條約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱するいわゆる朝鮮人、台湾人の取扱でございしますが、これらの新たに外国人となる者に対し、出入国管理令の適用については一般外国人と同様にし、差別的待遇はしないことを原則といたします。が、その特殊性に鑑みまして国籍の転換に際し適切な経過措置をとることは必要であると考えまして、これらの人々を二つに分けまして、昭和二十年九月二日以前から引き続き本邦に在留していた者については、別に法律で定めるまではそのまゝ在留資格を有することなく在留せしめ、例えば日韓會議等によりましてこれらの措置がきまりました後に法律を以て規定いたしますこととし、これを第二條第六項に規定いたしております。同年九月三日以後に入国したもののついてのみこの際一般外国人と同様に規制することといたしております。

第三條は、入国管理庁設置令の一部改正でございしますが、この内容は、その一は、外国人登録令の廃止に伴う改正、その二は、北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令の廃止に伴う改正、その三は、札幌出張所の増設であります。最後の札幌出張所の増設につきましては、予算措置もできておりますので、北海道の重要性に鑑みて、早急に実現いたしたいと考えております。

第四條は、将来存続すべき命令について規定したのでありますが、出入国管理令及び入国管理庁設置令は、第一條及び第三條におきまして改正い

たしましたものを将来存続せしめたいと考えております。

第五條は、命令の廃止でございしますが、提案理由で申上げました通りでございします。改めて御説明するまでもないと思ひます。

附則については第一項は、この法律の施行の日を、日本国との平和條約の最初の効力発生の日といたしましたことは、今国会に各省ごとに提案いたしておりますポツダム政令の措置に関する法律案と同様であります。ただ先ほど申し上げました入国管理庁設置令の改正中札幌出張所の増設に關しましては會計年度との関係上、昭和二十七年四月一日から施行したいと思ひます。第二項は字句の整備の規定でございします。

以上で簡単にありますが、ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く外務省関係諸命令の措置に關する法律案の内容についての御説明を終らせて頂きます。

次に外国人登録法案の内容について御説明申し上げます。

この法案は、現在施行されておりますポツダム政令、即ち外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)を廃止し、新たにこれに代わるものとしての内容を有するものであります。

この法案の主な点を挙げますと、(イ)在留外国人は、一定期間内に市町村長に対し登録を申請しなければならぬこと、(ロ)市町村長は、外国人の呈示する旅券に基いて正規入国者たることを確認して登録証明書を交付すること、(ハ)外国人は、その登録証明書がき損又は汚損したり、或いは紛失したりした

場合には改めて市町村長に対して交付を申請しなければならないこと、(ニ)外国人は、住所を変更したりその他最初の登録事項に変更を生じた場合には登録証明書の置換を申請しなければならないこと、(ヘ)外国人が病氣その他の理由によつて申請ができなるときは代理人がそれをしなければならぬこと等でありますが、以下この法案を逐條的に説明いたしますと次の通りであります。

第一條におきましては、外国人登録法を制定する目的を規定し、第二條におきましては、この法律の適用を受けます外国人の定義を規定すると共に、外国人の国籍を二つ以上持つてゐる外国人の国籍の取扱を規定しております。

第三條におきましては登録証明書の交付の申請手続を規定いたし、在留外国人が登録を申請する機関と、申請に必要な書類を明らかにいたしますと共に、申請は市町村長に対してなされるべきことを規定いたしております。第四條におきましては、登録の申請があつたときは、市町村長は先ずその外国人に關して一定の事項を記載した登録原票を作成することを規定し、更にこの登録原票の保管運送等に関して規定をいたしております。第五條におきましては市町村長の登録証明書の交付義務を規定いたしております。第六條におきましては登録証明書の損又は汚損した場合の引替交付の手続を規定いたしております。第七條におきましては外国人が登録証明書のものを失つたり盗まれたりした場合の再交付の手続を規定いたしております。第八條におきましては外国人が居住地を変更す

うな取扱を受けた覚えがないのです。又このような取扱を受けるようなことでは、これはとも外国に行く気にはならないだろうというように思いますが、そういう点について政府は相互主義に基いてこの取扱いをするというのを期待するとおっしゃるのですが、それに間違いのないのですか。

○政府委員(石原幹市郎君) どの條項をお話しになったのかよくわかりませんが、私が今申し上げたのは、いわゆる國際慣行に則るか、人權尊重の建前をとるか、大体相互主義の考え方で行くとか、こういうことは、大原則でございまして、又國には國によりましてそれ／＼の事情のあるところもあるものでありますから、國々によつて若干のそれは例外はその國の内外の國情によつてあると思ひます。私は先ほど申し上げたのは、こういう出入國管理であるとか、或いは外国人の登録であるとか、こういうことについての原則的な考え方はこういうところから出ているのであるということを私は申し上げたわけなのであります。

○羽仁五郎君 それは各條項についてというのを言及されましたが、今度は原則というふうに戻られたのですが、言うまでもなくこの議和なり或いは國際關係なりというものは、これは國際的にも言われているように最悪の場合について守らなければならぬものではない。で、我々も日本が置れておられる状態、又日本に出入國或いは居住される外国人に關係して、日本として特にさまざまに政府が考慮される問題があるということを了解しないではありせん。その点はよく了解してお

ります。併しながら、そういうその最悪の場合であるからしてこういう措置をとるというのをなされますと、それがこの最悪でない場合についてもそのした措置が影響を及ぼすことが多いのです。これはその法について常に最も恐れなければならぬ点であり、我々法務委員として特にこの問題について重大な関心を持つ一つの最大の点はその点です。これはこういう困る事情があるのだ、だからこういう立法をするのだというお考えでしよう、恐らく政府は……併し不朽の格言としてあるように、法は最悪の場合に守らなければ守られるものではない。これは日本の場合にはこれ／＼こういう事情があるのだからこういうことをしたのだ、どうかそれで承してくれと言つても、相手國では、そういうことを言うのならこつちもこれ／＼こういう事情がある、従つてそういうふうな点はこのつちとしてはこういうふうにするというふうになる。これは政府において十分慎重にお考え頂かなければならぬ点だと思ひます。で、御承知のように、政務次官もよく御承知であります。過去において日本が平等な取扱を受けて来り苦んだ。これは移民に關してばかりじゃない。移民に關して、又出入國その他居住の場合にもさまざまな困難な問題があり、そしてこれらのときにこれを論破するに、日本の側でも不公平な取扱をいたしてありますとそれを破るのに如何に困難であるかというところは、これは政務次官も、政府もよく御了解だろと思ひます。そういう意味では今御提案になつておりますその全体を通じて、眼前の問題、眼前日本が、政府が困つてお

られる問題というものにいささか目が眩み過ぎて、それでこれが相手方の口實となつて、今度は日本國民が外國において非常に煩瑣な、そういう場合に、入國なり、居住なりが不可能になるような、そういう取扱を受ける虞れがあるのじやないかという点について十分お考えになつたかどうか。お考えになつていなかったならば率直にそういう点は余り考へていなかったというふうにおつしやつて頂くほうがいいのじやないかと思ひます。重ねて、これは重大な点でありますから、特に政府の責任のあるお答えを頂いておかにやならん。

○政府委員(石原幹市郎君) どの点を指してまあ具体的に言われますのかわからないのでございしますが、先ほどからたび／＼申しましたように、この西法令は大体國際慣行に則つておる人權尊重の建前をとつておる。それからまあ原則としては相互主義的な考え方も取入れておる、こういうことを申し上げたのでございまして、各般の、今後これから内容を御検討を願うわけでありますが、そのときに具体的にこの点はどうかというようにことで御研究を願ひたいと思ひます。我々といつたしましては十分民主主義的諸國の立法例等も参酌いたしまして、別段この法令の中に不当苛酷な、不都合な條項を含んでおるとは我々は考へていないのであります。

○羽仁五郎君 それはどうもあとで取消しになるのじやないかという虞れが多分にあるので、もう少し御相談下さいまして、この通りの取扱を日本人は外國において受けるということを期

待しているのだという御趣旨の御答弁でいいでしょうか。それは重大問題だと思ひます。現に出入國管理長官はどうかというふうにお考えになつておられるか。この通りの取扱を日本人が外國において受けるのを期待しておられますか。又外務大臣はどうか。総理大臣はお考えになつておられるか。総理大臣はどうかというふうにお考えになつておられるか。その点をはつきり伺つておかないと逐條にはまだ入つていないのですから、どの條項がそういうふうになり、常に心配になるかというところは後に伺ひますが、先ず根本的態度として、政府は外國人をかように取扱う以上は、日本國民も外國においてかように取扱われることを期待しているのだと言われれば差支ないのかどうか。先ずそれを責任のある御答弁を頂いておかなきやならん。

○政府委員(石原幹市郎君) 私は、政府委員としてここに出ておるのであります。一応私の立場としての責任あるお答えを申し上げるわけでありまして、重ねて何回も申すようでありますが、原則は大體それ／＼の建前からいまして、それから又その國の内外の情勢その他のいろいろな事情によりまして特殊の規定を設けにやならん場合もあるかも知れないと思ひます。また、世界各國がこれと同じ、全然共通な管理規定、或いは相互規定というわけでは勿論ないと思ひます。で、それで日本の現在の立場においては大原則の下に、まあこういう條項を整備する、法令を整備するということが最も必要であるという考え方の下に、この法案を提出いたしまして、先般衆議院のほうの御審議を願つたこ

うことであります。我々がこの法案を出しております以上、これは現在において最も適當なる案であると思つてここに提案してある次第であります。

○羽仁五郎君 政府は私の今の念を押している質問に対して、原則的には平等の原則の上に立つておるつもりであるというのを第一に言われる。併しこれは若し外國が日本國民に対して原則的には平等の見地に立つておるつもりである、各條項については又それ／＼の理由があるというふうには言われた場合に、どうなさるおつもりか。それから第二に、日本は特殊の事情があるというのをおつしやる。併しながらこれは又諸外國が日本國民に対してそれ／＼の國民として特殊の事情があるというふうには言われた場合にはどうなさるおつもりか。これらの点は私の質を氷解せしめることはできません。原則において平等の原則をとつたんだ、それから日本は特殊の事情があるのだというところはさつき私が質問した。実は政府はこのような取扱を日本國民が相手國から受けることを期待しているというふうには言つてもできないんだ。即ち日本の態度として正々堂々と相互主義、或いは平等主義の上に立つことができないんだという結論をするよりほかはないように思ひます。これは今衆議院のことを言及されましたが、衆議院でどう御審議をなさつたか、それは私の感知するところじやありません。

「委員長代理徳川貞貞君退席、外務委員理事吉川末次郎君委員長席に着く」

そして政府としても十分お考えにならなきやならんことは、我々が、日本國民が過去の長い間において國際的にさまざまの意味の平等な取扱を

受けて苦しんで来た、その当時のことを私は今提案の理由の御説明を伺いながらまぎ／＼と思ひ出して、実に戦慄に堪えないのです。そういう点からお考えを願つてゐるのでありますが、これ以上何つても恐らくお答えはおできになれないだらうというふうに思ひますから、私は次の機会に更に立入つて質疑をすることを保留しまして、これで打ち切ります。本日はこれで打ち切ります。

○小野義夫君 一つちよつと伺つておきます。今相互主義とおつしやると、これは法律は別に條約を締結しない外国人に対する一般的规定であると思ひますが、若し相互主義によつて、入国を相互に、より寛大と申しますか、優遇的な相互の條約若しくはこれに類似する條約ができた場合においては、その国に対しての外国にはこの法律は行われないことになるのでありますかどうかでしよう。その点を明らかにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) この今回の法令は、つまり日本に出入国する場合の一つの規制と、それから日本におります外国人はどういうふうにして登録するかという登録制度の内容を規定しておるのでございまして、先ほどまあ私が申し上げましたのは、こういう制度を作るについて、國際慣行に十分合致するように、則るよう、諸國の立法例等も調べまして、出入国の公正なる管理を目的といたしまして、この規定を制定したものであると、それから又人權尊重の思想に従ひまして、外国人の処遇の公正も期すると、こういう建前の下に、今回の議法令を整備

してゐる次第であります。それから相互主義ということをやつと申上げましたのは、これは嚴格な意味ではないのでございまして、つまり大体各國とも大原則としては、勿論この國際慣行でありますから、國際慣行とか人權尊重とかいうことでありますから、大体各國もこういう趣旨の制度をとつてゐると、こういう意味のことを申上げたのでございまして、出入国を規制したします國內法としての全般的の規定でございまして、或る國と特殊の條約ができたから、特殊のこの出入国、その國は別であるとかどうか、そういう問題は別段ないのじやないかと思ひます。

○小野義夫君 今の御答弁でははつきりしないので、私のこれは何らの打合せがない場合に、この法律として行われるのであつて、若し條約その他の方法によつてこの法律の除外と申しますか、除外例にするような條約があつた場合には、それが優先するのではなからうかというのを質問しておるのであります。

○政府委員(石原幹市郎君) それはですね、例えば一例を挙げますれば、今回の行政協定のうちに、特殊の協定等ができました、そういう場合には旅券も要らない、自由に入出入りできる、こういう特別の目的で、特殊な條約なり協定等ができました際には、これは勿論その條約なり協定によつて律せられる、これは勿論であるわけでありまして、そういう意味の質問でありましたならば、そういうふうでございまして。

○小野義夫君 それならば、この法律は、まあ最低限、或いは最大限、これは法律は先ほど羽仁委員から申しましたごとく、最低限を規定するというのが立法の本旨であると思ふのでありますが、まあものによりましては、見方によつては最大限とも思われるような規定があり得る場合におきましては、やはり日本國の特殊の事情によるものであるから、一般の現案において日本人がさような取扱を受けてないような他の頗る寛大な諸國家に對してもなお且つこれを強要して行くといふことの私は必要性を認めないのであつて、これらの諸國に對しては、現状若しくは現状よりも一層寛大なる打合せその他をなす必要があると思はれるのであります。その点のお考えはどうでありますか。

○政府委員(石原幹市郎君) これはですね、まあ大体事実上、殆んどすべての外國がこういう程度の大体の建前として取扱をいたしておるのでございまして、只今小野委員長からお話になりました特に今後、通商航海條約であるとか何とかによりまして、特別な目的のために、或いは特別な場合に、例外的な取扱の規定が、條約、協定等があるという事は、これによつて律せられるという事は、これは又あると思ふのであります。大体の出入国管理とか或いは外國人を如何にして登録するかという事は、どこの國においても一應規定はしておるのであります。その規定は大体今回御審議を願つておる、こういう立法の形になつておるのであります。こういうことを申上げでおきます。

○羽仁五郎君 私さつき時間の關係で今日は私の質疑を打ち切らうと思つたのですが、重大な問題がありますから、お許しを願つて續いて質疑させて頂きたいと思ひます。この法律、今提案されておる法律は、我々が見て非常に重大な問題だと思ふ問題が三つほどございまして、原則的に……で、その原則的な三つの問題を質疑する前に、最近における國際關係の上での外國人の出入国についてのさま／＼な事件が起つておる。これは政府もよく御承知だろうと思ふ。これは言うまでもなく大きな戦争があつたり或いは又大きな戦争が起ろうとしてゐるような時期には、國際慣行といふものがその本来の正しい、公正な原則からしば／＼逸脱することがあります。これは例えば、第一次歐洲大戰前は外國に旅行する場合に、外國の旅行が実に愉快であつた、自由であつた。ところが第一次歐洲大戰後外國に旅行した旅行者は、いづれも非常に不愉快な、非常に侮辱的な取扱を受けて苦しんだ。そして第一次歐洲大戰が去つて暫らくして再びこの國際慣行がそういう点において極めて自由に且つ平等になつて、そして第一次歐洲大戰前の愉快な、明朗な空氣というものが回復しかつておるときに、第二次世界大戰が起つた。そして第二次世界大戰後は、その國際慣行上確立されたところの自由にして、平等なやうして明朗なこの取扱といふものを回復することが我々の今日の任務だと思ふのです。ところが不幸にして國際間にいろいろの問題が起つておるために、今日これは日本ばかりではないのです。事実アメリカにおいても、或いはイギリスにおいても、フランスにおいても、どこでもこの出入国について最近頻々として事件が起つておる。中には実に國際慣行上確立された自由と公正との原則を覆すのじやないかと思ふような事件まで起つておる。最近特にこの問題を英國において識者が非常に重大視をしておる。そしてこれは要するに最近の特殊の事情といふものに基いて、國際間に成立してゐるところの自由、そして平等、そして公正な諸原則といふものを覆すものじやないか、これは残念ながら日本においても、そういう問題がある。ですから根本として日本は、一体その國際慣行といふものを自由に、平等に、公正な方法に持つて行くことに努力をするのか、それともそれを覆した公正、自由な原則といふものを覆し、そしてそれこそ數世紀に亘つて確立せられて来た國際慣行といふものを、この際めちや／＼にするほうに力のかすのかといふことは、私は或る意味において政党政派を超えて、又二年とか、三年とか、五年とかいふそういう短い期間を超えて、これは重大な問題になる。ですから我々は國會議員としていやくも國際慣行を自由と公正と平等のほうに向けて行く努力こそしなげやらないので、そして確立されて来た原則をぶち壊すほうに責任を負うといふことは到底できない。この点は政府においても十分まい一段とお考えを願つて、次の機会にお答えを願ひたいと思ふのであります。さて、そういう前提の下にここに非常に大きな問題になると思ふのは、第一に、國際慣行並びに國內法或いは國際法、あらゆる國において確立されて來てゐる一つの原則を今提案されておるもので覆しておる第一点は、疑いがあるといふことは、法律の上で疑うに足る十分の証拠がなければならぬ

という事は、実際これは新世紀に亘つて人類の努力の結果確立して来た証拠主義というものであります。ところがここに提案されている立法は、第一これを覆えしてゐる。疑う、思料するときはという言葉が使つてある、これは最近アメリカの立法にはそういうような法律があります。併しこれは國際的に非難を受けてゐるものである。なぜ非難をするかと言へば、疑わしいと思ふときにはどういふことをやつてもいいというのなら、これは民主主義以前に帰つちやうことです。專制主義に帰つてしまふことである。アメリカは最近非常に民主主義を放棄して、民主主義以前に帰ろうとしておられるのかも知れないが、日本においてそういうことをすることは許されないと、それが第一点です。これは例へば第五章に、そういうことが現れてゐる。それからその次に、國際的に確立せられた又國內法としても確立せられた民主主義的な法の根本觀念を覆へておる第二点、何人に対して不当な取扱がなされる虞れがある場合には、それを救済する十分な法的措置というものがなければならぬといふことは、民主主義の法の根本的な觀念です。ところが第二十四條等においてはそれらが全く覆へてゐる。

「委員長代理吉川末次郎君退席、外務委員代理理事徳川頼貞君委員長席に着く」

それから第三に、近代の民主主義的な法の根本觀念を覆へてゐるのは、近代の法においては人種とは或いは思想とか或いは性別とか、そういう差別のの上に立つてなすべきものではない。法は如何なる思想に対しても、又

如何なる政治上の主張に対しても妥当するものでなければならぬ。さつき小野法務委員長が言われたように、法は必要にして十分の最小限度のところにとどむべきである。いわんや思想の自由といふものに抵触することは許されぬといふことは、現に先日法務総裁も公式の会合において、法は飽くまで、我々は法律家の立場を守つて、思想の取締のために自由に押入つたりすることは相成らんといふことを言つておる。ところが事実においてこれは現在提案されておる法律は、そういうことを覆へようとしてゐる。最後に第四の問題、これは問題になると思ひますのは、近代の法においてはいづれもインフォーマー、密告者といふものを排斥してゐる。何人もインフォーマーとなつてゐるやうなことは望まぬ。ところが今提案されておる法律はそういう密告者を奨励するといふ立場をとつておる。これらの四点は特に個々の問題について質疑しなければならぬ点がありますが、政府は今近代法において確立された証拠主義を覆へようとしてゐるのか。政府は第二に、近代法に確立されておるいづれも法の取扱において、若し不当な取扱を受ける虞れがある場合には、十分な法的救済の手段といふものを設けておかなければならぬといふ原則を踏みにじらうとしてゐるのか。第三に政府は思想の自由といふものをこれらの立法において覆へようとしてゐるのか。第四に政府はいづれも密告者、インフォーマーといふものを奨励しようとしてゐるのか。そして同時に特にこの出入国及び登録に關して、日本国民が外国においてそういう取扱を受けることを希望してゐるのか。以上の点についてどういふふうにお考えになつておられるか伺います。

○政府委員(石原幹市郎君) 私から一応原則的なことを答へまして、なお足らざるところは他の政府委員からお答え願ふことにいたします。まず、例へば密入国を拒否する、不法の入国を抑へるということとは、別に犯罪に対する処罰といふことではないのであります。むしろ、いづれも一種の行政措置といつて、或いは日本におることをよつて害毒を及ぼす、公共の利害に非常に相反するといふ人の退去をせよ、といううこととはこれは大体どの国でもあることとございまして、これは裁判とか処罰といふことではないのでございませう。この場合に一応と言ひますか、そういうことであるといふ認定の下に疑ひがあればやらなければならぬことは、行政措置としてこれは止むを得ない当然のことではないかと思ひます。それからそれらの処遇に對して極めて不法であり、不当であるといふ場合には、それに対するいづれも苦情申立と言ひますか、不法措置に對する救済的措置は十分講ぜられておると思ひます。それから人種、思想、性別の差別といふやうなことは、これは出入国管理令、或いは登録法等によりましては、別段さういふ措置をとつておるとは思ひませんのでございませうが、どういふ点がさういふ点に當りますか、具体的にお示し願ひましてお互に研究いたしたいと思ひます。それから密告者の規定でございませうが、これは今回この法律だけが初めて作つた獨特の規定ではないのでございませう。

で、たしか米国の移民法、そういうものにもあると思ひますが、いづれもこの日本にも潜在不法入国者がある程度おるのではないかと。捕提困難な潜在不法入国者があるのではないかと、こういう者を発見いたしますことは尋常普通の手段ではなかつた困難な場合もありますので、殊に今回こういう規定をおいておるのではありませんか。スパイ行動を奨励するといふやうな考へではございませぬ。止むにやまれぬ必要からいたしましてこの規定を挿入しておるやうな次第でございませう。

○羽仁五郎君 只今の御答弁はいずれも不幸にして私を納得させることができないことを甚だ残念に思ひます。第一、これはいづれも刑罰でないと言ひます。これはいづれも密告者の自由を束縛するといふことを明瞭にこの法は規定してあります。人の自由を束縛する以上、それに対する証拠といふものがなければならぬ、單に思料するといふだけで、政務次官だつてさういふことにお会いになればさぞかし御不満だらうと思ひます。あなたをお疑いするといふ人があつて、あなたの自由を束縛するといふことはあなたの到底耐え忍ぶことのできないことであらうと思ひます。これは近代人の耐え忍ぶことのできるものではない。それから第二にたとへ刑罰でなかつたとしても、その人の自由、人身の自由を束縛する以上、それを救済する十分な法的手続といふものがなければならぬ。これは近代の民主主義の原則の上において覆すべからざる原則です。それから第三に、思想の自由に入るといふことは許されぬ。それから第四に、密告者を奨励するといふことは許されぬ。アメリカでさういふことをやつてゐるとおつしやるが、アメリカでやつてゐれば、何でも日本でもやつてゐると思ひます。最近随分突拍子もないことをやつてゐます。現に米国の世論では、アメリカは英國におけるいづれもインフォーマーを作らうとしてゐるという。併し英國においては誰でもないいづれもインフォーマーを憎んでゐる。英國人といふものはインフォーマーを大きらいだ、憎悪してゐる。アメリカでは憎悪しないのかも知れませぬ、というふうにはど

こでやつていようとしてゐるやうなものと、日本としても、さつき申し上げたやうに、公正な方向に一步を踏み出して、行くと努力を盡すべきであつて、さうして小野委員長も先ほど言われたやうに、いやしくも最小限度の必要にして十分なる限度にとどむべきである。それ以上踏み込むべきではない。ところが今の答へでは、今私がお伺ひしたやうな点についてはいずれも残念ながら我々をして安心せしめることはできない。これは更に政府の猛省を促さざるを得ません。

○平林太一君 委員長に議事の進行をこの際求めたいと思ひます。今日は條文に對する審議でありまして、逐條審議に移ることを妥當と認めます。その前に私は只今羽仁君から全文に對して極めて批判的な御意見がありまして、これは私は國際的にも甚だ我々が考へざるを得ない。儀禮的にも考へなければならぬ事柄でありますから、これは申上げておかなければならぬと思ひますが、只今羽仁君のお話

れるのか。以上

第三十三部

外務・法務連合委員会會議録第一号

昭和二十七年四月三日

を聞いておりますと、この審議の前提におきまして、すでにこの内容が、甚だ対外的にこの法案の内容が信義を失つておる、それから極端に申せば野蠻的である、幼稚であるというように批評しておりますが、私の見ました考え方はそうではありません。極めて対外事情というものを深く考慮いたしました上で、我がほうにおきましては非常なる謙虚と、それから高い国際的な視野というものを深く取入れましてこれを作り上げたものである、かように考えるのであります。まさしくこの内容に至りましては、いわゆる相互主義と申しますか、それよりも遙に、漸く独立を迎えんといたしておるこの際において、先賢諸外国に対しまして非常な相互主義といふことの中にも非常な謙虚を以てしまして、この法案の内容を示しておる。ただ内容におきまして、そういう考え方が内容そのものに現われていないものに対しては、これは審議の過程におきましてこれを修正、或いは反省させることは当然であります。が、全体を概括いたしましたものといひましては、そういうことを多分にこれらにおいて示しておるということをお私はこの際申し上げたいと思つて、我が国が独立国家といたしまして進むに當りまして、こういう出入国の外国人の不自由を、又その権利を拘束するといふようなことは予想だにも考えていないといふことを考えざるを得ません。ただいやくも独立国家とならず以上、我々は徒らに卑屈であつてはならない。いわゆる正義、自由、博愛、平等といふものに対しては、それを行なつて恐れざる独立国家としての出入国管理令をおのずから作つて

行かなければならぬということを考えるを得ません。現に終戦直後、私個人としてこれは申し上げるものであります。が、昨日までは我が方から多大の恩義を受け、恩顧を受けておりました当時の俗語で申します朝鮮人或いは支那人といふものが、か弱い女、子供に対して、終戦後いよいよ我が方の無抵抗になつたといふことに乗じて非常なる迫害を加へ、或いは非人道的な行為をいたしました。そして当時の我が国民がそのために容易ならぬ不遇に泣いておりました。従ひましてこの全文をいたしましての私の考え方を今申し上げて、そうしてこれに臨むといふことを明らかにいたしたい。羽仁君から極めて批判的なお話がありましたので、これを申すことが必要と認めましたので、これを申上げておく次第であります。

○委員長代理(徳川頼貞君) 平林君に申し上げますが、質疑中でございますので、今伺いましたのは御議論だと存じますので、いづれ又討論の際にして頂きたい。

○平林太一君 只今の私の発言に對しまして委員長が質疑申された、それから議論である、こう言われたのですが、それに対しては、私はそういうことを政府に示しまして政府の考え方はどうか、そういうことを伺うのでありますから、(笑聲) 私の申し上げたことに對しまして次官からそれに対する見解を承りたい。

○政府委員(石原幹市郎君) 先ほど申し上げましたように、いわゆる国際慣例を尊重し、人権尊重の建前からこの法制を整備しておるのでございまして、何ら国際正義、慣行に悞るような法案でないといふことを重ねて申上げておきます。

○兼岩傳一君 私はこの重要な二つの法律案について傍聴者を制限されて秘密の形をおとりになるような御意向のように考えておりますが、それは私は絶対に反対いたしたいと存じます。理由は、この二つの法律案は日本人自身の問題でなく、朝鮮人それから中国、台湾系華僑両者共に、つい最近まで日本の植民地であつた国であり、現在もまだ調和発効までは日本人であります。それに大陸系の華僑、このかたに近しい数であり、長い間、場合によれば数代日本に住んでおり、日本国民と一緒に生活をきたした人々であり、その人々を強制的に退去させるというような條項も含む、死刑の宣告を與えるような條項を含むこの重要法律案を審議するのに対して、これらの人々を私は決して無制限に入れろと申しません。それらの人々を一定数、国会法第五十二條で申しますと、秩序保持に十分な範囲内において正式且つ慎重に傍聴を行はれるような條項があるにこそ、かわらず、而も衆議院においてはそういうことが事実六回の委員会において行われたにもかかわらず、どうも委員長がこれを禁止する、制限するような御意向があるように考えるのは非常に遺憾なのであります。私はどうしてここで、私は何百人入れろ、何十人入れろと申しませんが、数も十分制限して結構です、人選その他については十分委員長とも協議されるのは結構です。

ですが、一定数だけではどうしても傍聴をお許し願わないと、将来のアジアにおける日本の地位その他から考えて私は憂慮に堪へんものがあると考えますので、勢頭、委員長に私は是非秩序保持の十分でござりまするに我々も協力いたしますし、且つは若し秩序保持に於いていささかでも欠けるところがあれば、委員長は退場を命ずるところの権限を持つておられるのでありますから、この点について、委員長がどういふふうな議事進行についてお考えであるか、ちよつと承りたいと存じます。

○委員長代理(徳川頼貞君) 懇談会でいろいろ御意見もございました。兼岩君の今の御話を委員長として承つて置きます。

○兼岩傳一君 ただ承るものでは困ります。それに対して善処して下さるといふのなら、晝の休にでもなお懇談する機会をお與え下さり、理事会その他の諸君とも懇談の機会をお與えられたいのならば結構でございますが、若し與えられないで制限したまま、絶対的な制限で朝鮮人や中国人、台湾系の人々その他に對してはもう全然一人たりといへども傍聴を許さんのだ、そういう態度で押し進められるというのなら、私はやつぱり成規の手続を経て、私は成規の許可を得て十分これに對して発言申し上げ、異議を申上げたいと存じますが、如何でございましょうか。つまりただ聞き置かれては困るので、これに對して委員長がどういふふうに善処して頂けるか承りたいと存じます。

○左藤義隆君 兼岩君が非常にアジア全体の問題、大きな立場から御心配な点もござりますが、傍聴を許すか許さないかは委員長の権限でござりますので、委員長のお考え……而も理事会にも御相談があつたようでありまして、いろいろ御懇談がありました。先ほどの内容については十分御考慮になつて、委員長において善処せられるようにといふことを私はこの際おきめ願ひたいと思ひます。(賛成)と呼ぶ者あり。

○委員長代理(徳川頼貞君) そのように私も委員長として取扱ひいたします。

○兼岩傳一君 委員長善処して頂けるんですか。

○委員長代理(徳川頼貞君) 御意見として何つて置きます。

○羽仁五郎君 只今本委員会の議題となつております法律案に對して、政府の詳細な御説明を伺ひ、そしてそれに對して私の質疑を行うことを許されたいと思ふのでありますが、成るべく重複を避けまして、数点について總括的な意味から政府の本法案、立案の本法案についての根本的なお考えを伺つておきたいと思ひます。

その第一は、これらの法案が先ほど政務次官からの御説明にもありました通り、ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置によつてなされておる法律案であります。これはこの法律案の親法律をなしますポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件について法律案が先日法務委員会にかかりまして、そうして法務委員会では質疑応答と討論と採決とを終つて、恐らく明日本会議によつて国会の意思が表現せ

られることだと思ふのでありますが、その親法律についての政府の御意見を伺つております間に、疑点がなおございまして、その点について特に今日上程されております法律案との関連において、政府の所見を伺つておきたいと思ひます。で、ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基き、外務省関係諸命令というものは、当然占領終結と共に自動的に無効になるというところが事実であらうと思ふのであります。そうすると無効になるものを廃止するということは論理上できないことだ。で、私は法務総裁に向ひまして、この政府の態度を拜見すると、有効であるとお考えになるのだから廃止するということになるのだらう、まさか如何に強力なる現政府といへども、無効なるものを廃止するといふことは、これはできないだらう。で、後日国会が物笑ひになるということは、我々国会議員の責任において防がなければならぬのですから、百歩を譲りまして、政府はこれを有効とお考えになつておるのだらう、然らずんばこれを廃止することはできない。(「全く」と呼ぶ者あり) ついては有効とお考えになつておる論議をお示し願ひたい。これに承服することができれば喜んで賛成したいと思つたのでありますが、政府はこれは有効とお考えになる論議をお示しになりませんでした。そうしてそれについては、これは政府側の公式の御答弁ですが、それについては学説上問題がある、両説があるからこの際一掃を一掃するために廃止するのだという御答弁がございました。(「相手は学説か」と呼ぶ者あり) これは非常に困るのであります、学説上問題ある、その疑いがあるから、疑いを一掃するために廃止するといふことは、有効なりや無効なりやを国会で論議することを陳謝されることになる、これは論理上の論議変更の誤謬といふものでありまして、論議を重んずる者の努めて避けなければならぬ論法であります。従つてこうしたお答えで以て、その討論が完結したものは国民は了解することはできないと思ふのであります。で、これが一点であります、特に外務省関係の命令の措置につきまして、政府は只今の点についてどうお考えになるか、それを伺ひたいと思ひます。これが最初の問題についての第一点であります。

続いてこの最初の問題につきましての第二点と三点を伺つておきたいと思ひます。というのは、関連がありまして、なぜ私がさういふことを申上げるかと言いますと、有効であるという立場をおとりになると、直ちにここに我々として説明に苦しむ問題が生じて来ます。即ち占領の継続といふことであります。これは我々としては絶対に避けなければならぬ。又政府も同じ考えであらうと思われまゝ。占領は終結するのだと如何に口でおしやいまして、事實上占領下に成立した命令というものが今後有効であり、従ひましてその或るものはこれを改めて、つまり改正してこれを法律にする。或るものはこれをそのまま存置して命令たるの効力を百八日間存置せしめるといふことは、この親法律に書いてございまして。そうしますと、議和発効後少くとも百八日間は、占領は継続しておるということになります。或いはこれを改めて、そうして法律にし

たものにつぎましては、今後永久に、或いはその法律が存続する限り占領の事実が継続するということになります。これは御承知のごとくに、日本が歴史上未だ嘗て見なかつた占領という状態に置かれ、その悲しみから解放されて、そうして又日本が歴史上嘗て見なかつた再び独立するといふ大い喜びを国民が迎えようとしていて、その喜びの期待が大きければ大きいほど、この占領の継続の事実といふものは、国民に與へる印象にはさまたげな憂うべきものがある。先日私どもの会派の高橋なる松原議員が本会議において、日本国民はそれでなくても短氣であり、或いは短慮でさへあるかも知れん、又そこへ持つて来て未だ嘗て歴史上経験したことのない占領下、或いはその占領の継続ではないかと言われような外国軍の駐留の下に生活しなければならぬ。その際にどううかさまの紛擾が生じて、そうして政府の意図されるところも水泡に帰するといふことがないようにという議論をされましたが、私も全く同感でありまして、従つて只今申上げたような、一方には独立する喜び、他方には外国軍隊の駐留という頗る悲しむべき事実があるのではありませんか、外務省関係の諸命令につきましても、私はその点について政府はどういうふうにお考えになつておるのか、これを伺つておかなければならぬと思ふのであります。これと関連しまして最後に第一の問題で伺つておかなければならぬのは、今申上げましたように、占領中に成立をいたしました命令でありますから、従つて国会が未だ嘗てこれらの命令を一回も討議したことはござい

ません。又政府から我々が審議を目的として御説明を伺つたことではないのであります。そして日本国憲法の命じておる通りに、国会が、国会議員が自由な質疑と、そうして討議とを盡して法律を作つたのではないのであります。占領軍最高司令官が批判を許さない、或いは質疑さえも許さないといふ異常な権力を以て、その権力が法源となつてそうして出て来た命令であります。ですからこの出入国管理令にいたしましても、或いはこれは他の場合におきましても、或いはそうであるが、警察予備隊令のごときもそうです。最初から、第一歩において国会は一つも質疑もできないし、討議もしていないのです。従つてこの外務省関係におきましても、特にこの出入国管理令といふものについては、不幸にして国会は未だ嘗て一回もこれについて審議を目的とした質疑を行なつたこともないし、又審議を行なつたことではないのであります。この点について政府は十分にお考えになつておられるのかどうか。若し十分にお考えになつておられるならば、私はまあ明日その親法律が国会で成立するかしないかというにとりまして、或いは幸いに国会議員の良識によつて成立しないかも知れない、そうした場合に於いては勿論政府は外務省関係のこれらの諸命令が無効になつたといふことを率直にお認めになりまして、新しい立法案を以て国会に臨まれ、そうして最初の第一歩から質疑と、そうして討論とを期待されるということば言うまでもないと思ひます。併し或いは明日この親法律案は可決されるかも知れない、その場合にこの外務省関係諸命令について国会の審議が最初の第一

歩から行われることが必要だらうと思ふ、又必要でなければならぬ。それで政府の御説明を伺つております場合にも、或いは昨日私がいろいろ伺ひました場合にも、得ました印象として、私は意外の感に打たれたのです。国会が改めて審議するとなれば相當に慎重に審議をしなければならぬ問題について、政府は殆んどその重大性をお感じになつていない面があります。ですから、これらの点については改めて、たとへこの親法律が通過して、そうして従つて、この諸命令が或いは廃止され、或いは改正され、或いは百八日間そのまゝ法律としての効力を有するといふ場合にも、政府としてはこれが国会で初めて審議されるものである、従つてこれについての十分の審議が必要であるといふふうにお考えになつてゐることと信ずるのであります。以上三点について先ず第一に政府の所見を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) 只今いろいろお話があつたのであります。私はこのお言ひに基いて出ております諸命令は、何らの措置がなければ、これは議和発効と同時に一切なくなつてしまふものであると思ふのであります。そこで議和発効を目標といたしまして、従来の法律と同じ効力といたしまするか、扱いを持つておりますか、このいわゆる補助の措置につきまして、各省々々等でもいろいろの措置が講ぜられておるのであります。外務省関係におきましては先ほど提案理由のところでも御説明申し上げましたように、今回五つばかりの諸命令があるのでございまして、その中で必要のなくなりましたものは廃止しよう。それから今

第三十三部 外務・法務連合委員会會議録第一号 昭和二十七年四月三日 【参議院】

後法律としてこれを新たに存続して行こう、こういうものにつきます。は、ここに御審議を願つておきますように、出入国管理令と、それから外国人登録法というものを提案しておるのではありません。管理令のほうの部分につきましては昨年できたばかりのものでございまして、一部の改正で大体今後十分であると考えまして、ここに一部改正を以ちまして御審議を願つておるわけにございまして、ここに新たに法律としての効力を持たしむるべく皆様に御審議を願つておるわけであり

ます。外国人登録令のごときは先ほど御説明申し上げましたように内容が相当古くなつておりますし、これは全面的な改正をしたい。こういう考え方を以ちまして外国人登録法という新らしい名前を付けて御審議願つておるのがあります。親法律との関係についていへ、お話があつたのでございまして、これは私どもの考えでは、親法律はいわゆる経過的のことを一応律したものであつて、何らの措置がなければ平和発効と同時に一切が消滅するのであります。そういう際に不利、不都合があつてはいけないという意味で、一定の期間何らのほかに措置が講ぜられなかつたものについては効力を存続しておく、こういう法律を制定しようというのが羽仁委員が先ほど言われた親法律との関係ではないかと思つております。従いまして今回御審議願います出入国管理令であるとか、或いは外国人登録法に關することにつきましては、十分御審議を願うことを我々も期待しているものでありまして、決して今までのものはそのままで煩瑣で行く、こう考へておるのではありません。

○羽仁五郎君 第一の問題につきましてもう一回だけ伺つておくことにいたします。今の政府側の御答弁は多少法務總裁の御答弁と違つておる点もありまふけれども、併しそれは今ここで追及することは避けまして、今の御答弁を伺つて、又法務總裁の御答弁とも合せて、私として政府は本質的にはボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基き各省關係の諸命令というものは、調和発効と同時に自動的に無効になるといふ解釈をとつておられるということに了承してよろしくございませう。

○政府委員(石原幹市郎君) 特別の措置がなければ平和発効と同時に効力がなくなるのでありますから、法律とするなり、新らしい措置をとりましていろいろ御審議願つておるわけでありませう。

○羽仁五郎君 私の伺うのはこま／＼な問題でなく、もう少し本質的問題であります。そうしますと第二の点でありますが、占領の継続ということ、單に口の上だけでなく、事実の上で、どうかそういう觀念を先ず政府が頭のうちから拭き去つて頂きたい。これは余談に亘つて恐入りますけれども、世論が例へば団体等規定正令に対して何故あんなに非難を鋭くしておるかというところ、最初に、当時の大橋法務總裁は日本独立後の占領軍最高司令官になるつもりかという新聞を読んで、突際ぎくつとしたことがあります。これは前大橋法務總裁ばかりでなく、出入国管理庁長官にしろ、或いは又、これらの今議題になつております法律に表

れて来るところの人間に關する、それだけのレベルにおける公務員のかたがたが、いやしくも占領下において同様の業務を行なつていたのとは全く態度を異にしなければ、これは到底法の円滑なる運用はできるものじやないと思ひます。忽ちそこに一方においては全く独立した日本といふものに対する期待があるのですから、だから今申し上げているような、そういう継続の實質を持つてゐる法律を行なつて行く場合に、完全にその頭を切替へて行くという態度をおとりにならんと、これはとても私は收まるものじやないだらうと思ふ。收まらないからと言つて警察力や武力を増強されるということとは實に憂うべきことです。その点について政府は、おの／＼のレベルにおける政府の公務員が、只今申し上げた点において、いやしくも占領下においてこれに類似した命令を執行した場合とは根本的に異なつた態度をとられるということに勿論期待しておると思ひますが、それについては何いせんが、そういうことを実行する上において如何なる措置をおとりになるつもりであるか、それを伺つておきたいのであります。

それから第三の点の、国会の審議の慎重を求むるという点はお答へになりました。えだらうと思ふ。これは勿論そのお考へ上でおつしやるだけでなく、現にこの上でおつしやるだけのお審議につきましても、いやしくもこの審議の慎重を妨げるようなお考へは全くないだらうと思ひます。私は決して單に審議を長引かせようというやうな、けちな了簡を持つてゐるのじやありません。先ほど申し上げたように、この出入国管理令

といふものは国会で一回も審議されてないのです。従つてその用語や何かを見ますと、これはどうも或る種の考へ方できてゐるのじやないか、それを當時の日本としては占領軍のほうから大體示されたところに従つて命令が出て来ておる、これを国会が審議する機会がなかつた。ですから、今これを審議するといふことは、第一歩から出方については、もう占領軍の意向といふことは全くないので、日本國憲法の命ずるところに従つてこれを解決して行かなければならん、このよくな点はそう多くあるわけではありませんが、昨日申し上げたような点においては重大な問題を含んでおる、或いは日本國憲法下に成長しつつある新らしい民主主義の日本の法体系といふものを、ここから崩してしまふという虞れがあるものもある。ですから、そういう点において政府は十分の用意をなさつて、これは今まで命令でやつていたのだから、その命令を大體ちよつと変えて今度法律にするんだから、そんな準備はしなくてもいいというお考へではまさかおいてになりませう、必ずやこの根本から我々の質疑に対するお答へをなさる用意をして下さることだらうと思ひます。以上二点につきまして、最初の点は了承いたしましたから、それに関連した二点について伺つて、そして第二の問題に移つて行きたいと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) 我々は、平和発効後もなお占領があるやうだといふやうな觀念では断じておりません。占領の継続という考へは毛頭持つていないのであります。今回提案して

おります出入国管理令に關する改正案も、勿論占領を前提とせず、占領終了後の新しい事態に処すべく必要となるものを創設いたしまして、ここに改正した形で御審議をお願いしておるのがあります。先刻お答へ申し上げましたが、出入国管理令の全般について、或いは外国人登録制度の全般について十分御審議をお願いしたいということに私は先ほどお答へ申し上げたつもりであります。それから用語等のお話もあつたのでありますが、これは法律的な用語等も時代と共に相当変わるものでありまして、いろいろ新しい言葉使ひ等や熟語が出ておるかも知れませんが、これは憲法初め、その他にも新らしい字句が相当出ておるのでありまして、用語は変遷しておるということには、これは御理解願ふと思ひます。

○羽仁五郎君 その点、もう第一点については何もないつもりだつたのですが、どうも御説明の点でどうかと思つたのですが、これらの点について紛擾が起つたやうな場合に、今までも恐らくは、かなり、ややもすれば占領軍なり、占領軍關係の権力といふものをお借りになつたことが多いいのではないかとと思ひますが、今後はそういうことを一切なさらないといふことは原則だらうと思ふ。勿論非常な大きな紛擾といふことになつた場合は別ですが、私はそういうことは一切予想しませんから、常識的に起つて来るやうな紛擾に今でも或いはそういうことをなさつていたかも知れないが、今後はそういうことは一切ないといふことは、これは何うまでもないことですから、念のため伺つておきます。これはないといふふうな了解してよろしくございま

すね。

○政府委員(石原幹市郎君) 勿論その通りでございます。

○羽仁五郎君 それじや第二点に移りますが、第一点に關連をして參るのではありませんが、この出入國管理に關する法律、又登録法として提案されているものを説明を伺つたり又説んだりしながら、つまりさつき第一の問題に關係して来るのですが、不幸にして我々日本國民が周囲の朝鮮のかたゝゝや中国のかたゝゝ、又は中国の中でも台灣のかたゝゝに對する過去の考え方というものが、日本においては残念ながら私自身においても勿論拭き取られておらない、そこへ持つて来てアメリカのかたゝゝがたは今度は日本人をも含めて、アジアの有色人種に對して持つておられた古い間違つた考え方というものが、なかゝゝ拭き取られていない、残念ながらその事實を認めざるを得ない。従つて、さつき伺いましたこの第一点につきましては、原則的には政府の態度はよくわかりましたから、この法律案の各條項について、そういうものがあつた場合には、潔く政府はそれを修正なさるおつもりだろうと思つて、第二点、特に具体的に我々として感ずる意味で現在二重のこの問題を解決して行かなければならぬ。一方において我々自身が周囲の朝鮮や中国或いは中国の中の台灣のかたゝゝに對して今まで持つていたような考え方を拭き取らなければいけません。これは、昨日平林委員から、その愚愛というものを忘れて、敗戦の際に日本人或いはその子女に對して筆舌に盡し難い殘虐を行つたといふことも、我々忘れることはできないといふふうにおつしやいましたが、

この点について、これは平林委員に御質問するのじやない、政府に伺うのですが、成るほど個人的には日本人、我々同胞が、朝鮮や中国や、又中国の中の台灣のかたゝゝに對して随分親切になさつたかたがあり、その親切は誠に貴重なものだと思つて深く尊敬するのでありますが、問題はそこにあるのじやない、國として朝鮮を植民地として久しい間支配し、その間には随分言うに忍びない殘虐が、個人的にはない、社会的に行つてゐる。それから又、台灣につきましても、随分長い間植民地としてこれを支配してゐた。私は時間の關係もありますから詳しく申上げませんが、矢内原教授の著された帝國主義下の台灣という名著があります。我々は勿論國會議員として最高の權威を持つておるものであればこそ、學者の意見を聞くといふことは何もびく／＼することはない、學者の意見をも聞いて我々が最高の判断を下すのですが、そういう學者の研究を我々が読んで、そうして我々としても台灣において如何に久しく日本が國家として、台灣の民衆に對して、個人的にじやない、社会的に許すべからざる圧迫を加えていたかといふことがわかつてゐる。最後に、中國において日本が國家として行つた殘虐といふものについては、私は今日これを口にすることも堪へ難いと思つてあります。これらの点について無反省、いやしくも十分に反省をしていないような條項は、今提案されております法律案の中にはないことを信じます。併しなから、若しもそれがありません場合には、政府は潔くそれを修正なさるつもりであるかどうか、この点を伺つて

置きたいと思つてゐる。念のために申上げますが、私の専門に關する限りでも、例へば朝鮮で発行されておりました小学校、中学校などの兒童に對する歴史の教科書といふのは、或いは御存じないかともあるかと思ひますが、開卷第一行に、私どもの祖先は天照大御神様であるといふことが書いてあるのです。これは朝鮮の兒童に、朝鮮のかたの子弟に關卷第一に、こういう文句を以て臨まれたといふことは、これこそ決して忘れてならないことで、又これこそどうして今日我々はそういう考え方から脱却して行くかといふことを、政府が考慮なさるかといふことです。或いは申上げるまでもなく、生命を奪うにひとしいような、そのかたの氏名を変えたといふこともあります。ですから、これは決して輕々に政府はお考えになつてゐるのではない。従つて、今申上げたような点について私が今申上げたような態度をおとりになると思ふのです。

○委員長代理(徳川綱貞君) 羽仁君に申上げますが、どうか簡単に……。

○羽仁五郎君 そうしてその際に、日本國民としていやしくも過去のそうした罪惡はこれを拭き、それが存続しているかを見えるような條項は潔く修正をする、同時に、さつき申上げました第二の問題ですが、現在ありますこの命令、これは今法案にならうとしてゐる命令は、今度はアメリカのはうがアジア人或いは有色人種に對して持つておられた偏見といふものが入つてゐる点があるのじやないだろうかといふふうにおつしやないです。提案者と

て……。従つて、今度新たに立法されたものについては、そうしたものが絶対にないといふことを私は信じますが、併しこれも万一その疑いのあるものは、潔く修正せられるという態度をおとりになることと信じますが、その二つの点について何つて置きたいと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) この出入國管理令或いは外国人登録法等は、人種によつてゐる／＼な差別をしてゐるというやうな條項は何らございませぬ。外國人は一律にこの法律によつて律して行かう、場合に依りましては、日本人の出國等についてもこの法律で律する場合があるくらいであります。従つて、いろ／＼な特別規定、例外規定は、むしろ從來から日本に在留した善良な朝鮮人、台灣人等に對しまして都合なことがないやうに、不利不便の少いようにしよう、こういう規定をむしろ例外的に特別に設けておるやうな次第でございまして、何ら差別的な法律でございませぬ。それから各條項について十分御審議を願ひますこと、これはもう國會議員として當然の職責であらうと思ひます。十分御審議を願ひたいと思ひます。

○羽仁五郎君 今の点について、意外のお説を伺つてびっくりするばかりなんです、それは後に伺うことにいたしまして、今の点につきましてもちよつと伺つて置きたい。この法律案の提出者はどなたですか。

○政府委員(石原幹市郎君) 政府提案であります。

○羽仁五郎君 國會の審議について伺つてゐるんじやないのです。提案者と

して今申上げたやうな点について、疑いがあるならば潔く修正せられるおつもりかどうか、それともそういう疑いがあるてもやなんだ、いわゆる今までの日本の朝鮮、台灣、中國に對する態度、或いはアメリカのかたゝゝのアジア人に對する態度といふものがあつてもいいんだというお考えですか。

○政府委員(石原幹市郎君) 政府といひましては、これは大体万全の研究の結果出してゐるものであります。が、私の先ほど申上げたのは、皆様方で十分御審議なさいますと、修正すべき点があるとお考えになりましたならば、それは御修正になるというところ、これは政府提案であらうが何であらうが、修正といふことは勿論あるのであります。十分御審議願ひ、御研究を願ひたい。こういうことを私は申上げたのであります。別に羽仁委員のびく／＼するやうなことを私は申し上げたつもりではないのです。誤解されておるのでありますならば御水解願ひたいと思ひます。

○羽仁五郎君 委員長によく御了承頂きたいのですが、本日にこれは國會が審議したことがないのです、今まで。従つて、私も決して無用な点について伺つたりはしないのです。ですから、無用な点について伺うといふやうな氣持は一つも持つておりません。私も決して、政府と同じ見解に到達すること、は残念ながら期待してゐないのです。併し國會の審議を通じて、少くとも日本の國會には必ずしも政府と所見を同じくしないといふことを明らかにして置くことは、この法の運用のためにも必要だと思つてあります。

それでは今の点から続いて、第二の点に關連しまして、これは決して委員長の権限を侵そうとするものではないのですけれども、私は実際インフエリオリティ・コンプレックスというか、小民族ですね、日本も実際は小民族です。それに伴ういろいろな心理上、それから社会上の問題というものは、これはできるだけ避けて行つたほうがいい。これは委員長も御同感だろうし、各委員も御同感、政府もそうだろうと思う。併しこれはなか／＼うまくないというふうな官僚主義的に威張らないで、殊に政務次官は官僚主義者ではない。政治家なんだから、官僚の言うこととなんぞ一々お聞きにならんで、あなたの良識に基いて、そういうふうにお答え下さい。そうしてその所信に従つて、あなたのお助けになる人々にも、そういうふうにして頂きたい。これはよくわかりだろと思うから重ねて言いますけれども、これは実に重大な問題です。日本人は、いわゆるマイノリティ・プロブレムというものを本當に解決したことがない、少数民族問題というものを。それは実際政治上重大な問題です。これは重ねて申し上げて置きますが、いやしくもそういうことのないようにやられる。若しやつた場合には政府は責任を負うというふうに了解するのですが、その問題と關連して、やはりこの委員会がそれらの重要な關係のあるかた／＼の傍聴を許されるというのを私は衷心から希望しますが、それについてはここに詳しく述べませんで、昨日申上げました点に移ります。これらについては、成るべく重複を避けて簡単にしていきたいと思

うのでありますが、昨日政府に向つて伺いましたのは、第一に日本に出入し、或いは日本に永住される外国人に対して、或る一定の態度をとる以上は、日本国民が外国に出入し、又は居住する場合にも、同じ取扱を受けることを覺悟しなければならぬ。この点について、政府は、今提案されておりますような法律案と同じ取扱を、我々日本国民が外国において受けるということを認識しておられるか。これは詳しくはもう申上げませんけれども、日本国民は今まで外国において決して日本国民が常に愉快と感ずるような取扱を受けていたわけではないのです。それから又、今後にもそういう問題がないとは言えないのです。この場合に日本自身は、日本に出入する外国人、或いは日本に居住しようとする外国人に對して、こういう取扱をやつてゐるじやないかということが言われた場合には、折角我々の同胞が外国に出入し、又は居住しようとする場合、そうしてそれについて不愉快なことが生じた場合、その救済を求めることが誠に困難である。ですから單に日本の問題だけ、或いは原則的には對等にして、自由にして、平等にして、公正であるというやうな官僚の言うやうなことをおつしやらないで、事實問題がこれはなか／＼紛糾するのですから、そういうことがこの中にならぬ、あれば喜んで現在国会で創つてもらうという努力を政府もなさる。多数の力で採決できるという問題ではないのです。これは超黨派的な問題ですよ。私自身も外国に或いは出入し居住して感じたことは、皆様もお感じになつてゐることだと思ふ。この

点が第一。然るに政府の御答弁は、これは本當は政府から繰返して頂くはずですが、私が要約しますと、政府の御答弁も、原則においては自由にして平等な、公正にして友愛の精神に満ちたものだとおつしやるのですが、この頃そういうことが非常にはやります。……

○委員長代理(徳川賴貞君) 羽仁さん簡單にどうぞ。(いいよ、いいよ)と呼ぶ者あり

○羽仁五郎君 それで私はしば／＼繰返すのですが、名実相かなわないといふことは憂うべきことである。それから第二の、政府の御答弁は日本には特殊事情があるといふことをおつしやる。これは同時に、この二つの根拠は私の疑念を氷解することができないといふのは、日本の国民が外国において同じやうな取扱を受ける、その手をとられて指紋をとるというやうなことをやらせる場合にでも、これはアメリカでもそういうことをやつてゐる、併しアメリカでやられてゐることが愉快であるかどうか。これはアメリカで有名な学者の出入国について制限をした、或いは何かアイランドとかいう所にシゲツテイなんていう、これは委員長もよく御承知の音楽家を三カ月も入れておいたり、こういうことはいふことではない。これはいいことではないと言ふ場合に、お前の国でもやつてしまへばそれつきりである。それつきりではないけれども非常に困る、だからそういう点については原則がそれである、それから特殊事情があるといふことでは理由にならない。それ

ぞれの国にはそれ／＼の特殊な理由を持つてゐる。これが第一点。第二点は……一、二、三、四、五、六と本日追加しまして六点ござりますが、これは特に今提案されております出入国管理及び登録等に関する法律案といふものが、民主主義的な法の根本的觀念を覆そうとしてゐる疑いがある。従つて、政府に向つて質さなければならぬ第一点は、民主主義的な証據主義の上に立たなければならぬ。従つて刑罰或いは刑罰といふほどでなくとも、人の自由を拘束するといふやうなことがある場合には、疑うに足るところの十分な理由といふものがなければならぬ。そしてこれらの場合の拳証の責任は國家の側にあり、個人のほうにあるのではない。勿論最近アメリカはそれをひつくり返しにされてゐることをちよい／＼やつておるが、アメリカのやつておることでも私は感服しませんよ、そういうことは近代の民主主義の法の確立された原則を覆すものである。ところが、これを例へば出入国管理令の第五章には、思料するときは……、思料は自由ですから、誰でも……従つて官吏が自由に思料する、それは自由です。併しそれに基づいて人の自由を拘束するといふことは民主主義の法の根本原則の最も重要なものの一つを覆すことになりはしないか、政府はその意思があるか、あつてそういうことをやつておるのかという点です。で、これについての政府の御答弁はそういう意思がないと。という、この五章などは、それでは削除をお求めになるものであると思ふ。第二点は、この民主主義の法の根本原則を覆すのではないかという点……、続けて質問してよろしいですか。

○委員長代理(徳川賴貞君) 遅くなりましてので午後にして下さい。

○羽仁五郎君 それでは午後続けてやるといふことにお願ひします。

○委員長代理(徳川賴貞君) それでは午前はこの辺でとめて、午後二時から開会します。

午後零時五十三分休憩

午後二時五十三分開会

○委員長代理(徳川賴貞君) 只今から午前中に引続きまして連合委員会を開会いたします。

○羽仁五郎君 午前中に質疑を行なつておりましたのに引続いて、政府に向つて質疑いたします。今議題になつております法案關係で、民主主義の法の原則を覆すのではないかという重大な疑いがある点が六点あるのであります。

その六点の第一点、即ち、民主主義の法は証據主義をとつてゐる。然るに今提案されております例へば出入国管理令といふものは、確實な証據といふものによらないで、單に係官が、官吏が思料するといふことによつて、その人の自由を拘束することができるようになつております。これは法務總裁の御意見も承わらなければならぬと思つたのですが、今日は御都合で御出席おできにならないというので、明日は御總裁の御意見も伺わなければならぬと思ふのですが、法の体系に非常な危険を及ぼすことであるが、これについて

政府は、決して、民主主義の法の原則の最も重要なものの一つである証拠主義を覆すものではないということをおしやつただけであつて、事実において條文の上にはこの虞れがある。

それから次は、いやくも人の自由を拘束する、或いは人について取調べを行うというような場合に、そうした自由の拘束というものが万一不当な自由の拘束が行われる場合には、これを救済すべき十分な法的手続というものが保証がなければならぬということ、民主主義の法のやはりこれも最も貴重な原則の一つであります。然るに今提案されております出入国管理令などにおいては、民主主義の法が期待しておるような、そういう要件を果しておられない。それでこれは非常に重大な問題である。この点についても、昨日政府側からの御答弁は何ら私の疑いを払拭することができなかったであります。

続いて第三点であります、第三点は、やはり民主主義の法の根本原則として思想の自由ということをおくまでも尊重する。これは先日法務総裁が検事の会同において述べられました言葉の中にも、我々が飽くまで法律の立場を守り、いやくもこれを超えない、超えることを許すべきでない、いわんや思想の自由に押入つたりするようなことがあつてはならないというふうに言われております。然るに、敗戦後、占領下において日本の憲法がこの点において明らかに大原則を規定しておるにかかわらず、いわゆる事実上の法の中には、或いはこの憲法の掲げておる大原則を徐々に崩してしまふのではな

いかというような虞れが多分にあるものがあり、そして又、ここに又一つそれが加わるとしておる。これはこの出入国管理令の第二十四條に關係してのことでありますが、その一番最初には、これは政府はよく御承知のことだと思ふのですけれども、国家公務員の任命の欠格の條項としてこういうような條項が出て来た。当時私、委員として、こういうものが入つて来るということ、非常に後日だん／＼こういうようなものが入つて来る問題じゃないか。酒を飲むのはやめたと言つて、何か特殊な場合があつて一遍くらい飲むのだと、これは禁酒というやうなことも言えるのですが、併しあつちへ行つても飲む、こつちへ行つても飲むというやうなものは、これは禁酒してゐるとはみなされないので、だから思想の自由には立入らない、尊重すると言ひながら、一つくらしい法律でそういうことがあつてゐることはいいのですが、これは例外の場合だ、特殊な場合だといふことができるのですが、どうも拜見してゐると、その後続々として、原則において禁じてゐることを並列する法律においてやる、こういうことは結局憲法の大原則を覆し、そして憲法において命じておる……、憲法に違反する法律は無効だといふやうな問題になつて来るのではないか。この点についても、政府のお答は只今のやうな疑念を一掃することができませんでした。

それから第四には、やはりこれも今まで申上げたのと同じやうな意義を持つ近代民主主義の法の原則の一つとして、密告者というものを排斥するといふ原則が確立されておる。然るに入国管理令の第六十二條以下において、密告者というものを奨励し、これに報奨金を與えるといふやうな趣旨の條文に読み取れます。これについての政府の御答弁は、アメリカでやうなことをやつておるといふことではない、アメリカでやうなことをやつておるといふことは、今まで申上げたことの趣旨に反するやうなことをアメリカでやつておられます。併しアメリカでやうなことをやつておるからよろしいといふことは、アメリカはそういうことをやつておるために國際的問題が起つておる。私はこの間もイギリスの新聞で見ました、英國では依然としてこういうことを言つておられます。エヴリマン・ヘイツ・イン・アメリカ、何人も密告者を憎悪するといふことを言つておられます。日本でも戦争前は密告者を奨励するといふやうな低いレベルの考え方が平氣で適用しておりましたけれども、今日そういうことは許されないと、今日これに対して政府はまあ奨励してゐるのじゃないといふ程度のお答でありました。併し報奨金を以てやる以上、金までくれて、それでも奨励してゐないといふことなら、一体どういふことをしたら奨励するといふことになるのか。これではとても納得することとはできないし、いんや、そういうことを予想した法律といふものは、この法律は実に醜惡なる法律と言わなければなりません。

それから第五点ですが、これは昨日は申述べなかつたのですが、本日これとの関連においてできるだけ簡単に申述べておきたいと思ふのであります。が、これはいわゆる外国人登録法における指紋の問題であります。この指紋の問題も、恐らく政府に向つて質問すると、アメリカでもやつておるといふふうにお答えになるかも知れません。併しながら、これはアメリカでやつておることは最近法の逆行であるといふ意見も成り立つので、日本でその法の逆行はしないほうがよい。この点については、私は簡潔を期するために、極く最近新聞で報道された一つの例を引いて政府の所見を承わつておきたいと思ふ。警視庁は最近いわゆる自由の意思に基いて東京都民の指紋を集めることに全力を挙げておられる。なかなか都民はこれに應じない。そこで名士の指紋を取つたら都民がこれに應ずるだらうといふことで、鷹司平通君のところへ行つて指紋を取らしてくれといふことを依頼したそうです。そうすると平通君は、自分は万事妻に一任しておるからといふことで、それは万事好都合だと、お宅に伺いますからお宅であなたと夫人とお二人の指紋を頂戴したいと言つて訪問した。ところが、平通君が夫人にその旨を話されたところ、夫人は、自分は父と母とがなすことならば私もいたしなうといふやうにお答えになつたといふ記事は新聞で讀んだ。実に痛切なる感銘を受けたのであります。指紋についての觀念といふものは、不幸にして日本では残念ながら近代のレベルの高さに到達してゐない。アメリカも残念ながらそうではありません。併しイギリスの場合のごときは、私の知つております一つの事実においても、或る自治体においてどうしても犯罪捜査の必要上から指紋を取る必要が起つたことがある。こ

の際には、市の当局から市民に訴えて、その理由を明らかにして、そうして指紋を取ると同時に、そのときの條件として、その問題が解決したら直ちにその指紋はすべて焼却するといふ條件を付けて、そうして初めて指紋を取りに行つた。その用途にだけ供して直ちにその指紋を焼却したという事実を知つておられます。このやうに、近代の法の觀念から言へば、指紋という問題は決して輕々な問題ではない。アメリカでもやつておるから日本でもやつてもよいといふ程度の考えで、昨日の御趣旨から言へば、そのお答えになるのかも知れませんが、これも本日冒頭に申し上げましたやうに、こうした法が実際に施行される場合に、できるだけ衝突なくして行われるやうに、いふに念願する私の氣持から、アメリカで行われる場合にもこれはい／＼の問題があることなんです、日本のやうに殊に低いレベルにおいてこれが行われる場合には、實際に権威的に行われる。その結果、法が決して期待してゐないやうな反感や紛擾といふものを導く虞れがある。そういう意味で、こうしたものは、いわゆる昨日小野委員長からもお話がありましたやうに、法は必要にして最低限度にとどめるべきものだ、それが原則だといふ趣旨に違反してゐるのではないか、この点について本日改めて政府の所見を承わつておきたいと思ひます。

それから第五点ですが、これは昨日は申述べなかつたのですが、本日これとの関連においてできるだけ簡単に申述べておきたいと思ふのであります。が、これはいわゆる外国人登録法における指紋の問題であります。この指紋の問題も、恐らく政府に向つて質問すると、アメリカでもやつておるといふふうにお答えになるかも知れません。併しながら、これはアメリカでやつておることは最近法の逆行であるといふ意見も成り立つので、日本でその法の逆行はしないほうがよい。この点については、私は簡潔を期するために、極く最近新聞で報道された一つの例を引いて政府の所見を承わつておきたいと思ふ。警視庁は最近いわゆる自由の意思に基いて東京都民の指紋を集めることに全力を挙げておられる。なかなか都民はこれに應じない。そこで名士の指紋を取つたら都民がこれに應ずるだらうといふことで、鷹司平通君のところへ行つて指紋を取らしてくれといふことを依頼したそうです。そうすると平通君は、自分は万事妻に一任しておるからといふことで、それは万事好都合だと、お宅に伺いますからお宅であなたと夫人とお二人の指紋を頂戴したいと言つて訪問した。ところが、平通君が夫人にその旨を話されたところ、夫人は、自分は父と母とがなすことならば私もいたしなうといふやうにお答えになつたといふ記事は新聞で讀んだ。実に痛切なる感銘を受けたのであります。指紋についての觀念といふものは、不幸にして日本では残念ながら近代のレベルの高さに到達してゐない。アメリカも残念ながらそうではありません。併しイギリスの場合のごときは、私の知つております一つの事実においても、或る自治体においてどうしても犯罪捜査の必要上から指紋を取る必要が起つたことがある。こ

の際には、市の当局から市民に訴えて、その理由を明らかにして、そうして指紋を取ると同時に、そのときの條件として、その問題が解決したら直ちにその指紋はすべて焼却するといふ條件を付けて、そうして初めて指紋を取りに行つた。その用途にだけ供して直ちにその指紋を焼却したという事実を知つておられます。このやうに、近代の法の觀念から言へば、指紋という問題は決して輕々な問題ではない。アメリカでもやつておるから日本でもやつてもよいといふ程度の考えで、昨日の御趣旨から言へば、そのお答えになるのかも知れませんが、これも本日冒頭に申し上げましたやうに、こうした法が実際に施行される場合に、できるだけ衝突なくして行われるやうに、いふに念願する私の氣持から、アメリカで行われる場合にもこれはい／＼の問題があることなんです、日本のやうに殊に低いレベルにおいてこれが行われる場合には、實際に権威的に行われる。その結果、法が決して期待してゐないやうな反感や紛擾といふものを導く虞れがある。そういう意味で、こうしたものは、いわゆる昨日小野委員長からもお話がありましたやうに、法は必要にして最低限度にとどめるべきものだ、それが原則だといふ趣旨に違反してゐるのではないか、この点について本日改めて政府の所見を承わつておきたいと思ひます。

それから第五点ですが、これは昨日は申述べなかつたのですが、本日これとの関連においてできるだけ簡単に申述べておきたいと思ふのであります。が、これはいわゆる外国人登録法における指紋の問題であります。この指紋の問題も、恐らく政府に向つて質問すると、アメリカでもやつておるといふふうにお答えになるかも知れません。併しながら、これはアメリカでやつておることは最近法の逆行であるといふ意見も成り立つので、日本でその法の逆行はしないほうがよい。この点については、私は簡潔を期するために、極く最近新聞で報道された一つの例を引いて政府の所見を承わつておきたいと思ふ。警視庁は最近いわゆる自由の意思に基いて東京都民の指紋を集めることに全力を挙げておられる。なかなか都民はこれに應じない。そこで名士の指紋を取つたら都民がこれに應ずるだらうといふことで、鷹司平通君のところへ行つて指紋を取らしてくれといふことを依頼したそうです。そうすると平通君は、自分は万事妻に一任しておるからといふことで、それは万事好都合だと、お宅に伺いますからお宅であなたと夫人とお二人の指紋を頂戴したいと言つて訪問した。ところが、平通君が夫人にその旨を話されたところ、夫人は、自分は父と母とがなすことならば私もいたしなうといふやうにお答えになつたといふ記事は新聞で讀んだ。実に痛切なる感銘を受けたのであります。指紋についての觀念といふものは、不幸にして日本では残念ながら近代のレベルの高さに到達してゐない。アメリカも残念ながらそうではありません。併しイギリスの場合のごときは、私の知つております一つの事実においても、或る自治体においてどうしても犯罪捜査の必要上から指紋を取る必要が起つたことがある。こ

の際には、市の当局から市民に訴えて、その理由を明らかにして、そうして指紋を取ると同時に、そのときの條件として、その問題が解決したら直ちにその指紋はすべて焼却するといふ條件を付けて、そうして初めて指紋を取りに行つた。その用途にだけ供して直ちにその指紋を焼却したという事実を知つておられます。このやうに、近代の法の觀念から言へば、指紋という問題は決して輕々な問題ではない。アメリカでもやつておるから日本でもやつてもよいといふ程度の考えで、昨日の御趣旨から言へば、そのお答えになるのかも知れませんが、これも本日冒頭に申し上げましたやうに、こうした法が実際に施行される場合に、できるだけ衝突なくして行われるやうに、いふに念願する私の氣持から、アメリカで行われる場合にもこれはい／＼の問題があることなんです、日本のやうに殊に低いレベルにおいてこれが行われる場合には、實際に権威的に行われる。その結果、法が決して期待してゐないやうな反感や紛擾といふものを導く虞れがある。そういう意味で、こうしたものは、いわゆる昨日小野委員長からもお話がありましたやうに、法は必要にして最低限度にとどめるべきものだ、それが原則だといふ趣旨に違反してゐるのではないか、この点について本日改めて政府の所見を承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) 第四点までは大体昨日お答えしておりますので、重複を避けて極く簡単に答えておたしまして、なお足らざるところは入国管理庁長官のほうから補足してもらいたいと思っております。

第一点の証提主義云々というお話でございますが、これは昨日も申し上げましたように、これととられております入国拒否とか、或いは退去とか、これは別に処罰の意味ではないのでありまして、一つのやはり行政措置であるように思っております。それでいろいろ用いてあります字句についての使用の方についてお話があつたのでありますが、大体刑事訴訟法等で使われております言葉と同じような、その必要な箇所々々におきまして、同じような言葉でやつてゐるわけでござい

ます。それから不当処分に対して苦情の申立或いは救済の方法がないようなお話でございますが、これは入国管理庁長官のほうからお答えをしたいと思います。思想の自由を云々というお話がございましたが、これも昨日申し上げましたように、決して思想の自由を阻害してゐるようなこととはどの條項にもないと思ひます。密告者の問題は、昨日申し上げましたように、潜在不法入国者等がございまして、こういう人の発見はなかなかこれは普通尋常一様のことではできないのでございまして、そういう捕提困難な場合に止むなくこういう制度を採用したと、而もこれも日本で初めてやるというやうなことではないのでありまして、まあアメリカカと言つて羽仁さんからお叱りがあるかも知れませんが、アメリカ等でもやつてゐる例があるのであるということをお申

上げたいと思ひます。最後の指紋の点でございますが、これも答弁をむしろ先にされたやうな形になりましたが、民主主義の諸国においてもこういう制度をやつておられますので、今回の登録令におきまして、登録令は二カ月以上滞在する人、長くいる人の登録でございます。單なる観光客であるとか一時の旅行者等にはこういうことではないのでございまして、そういう人に対してこの制度を設けたやうな次第でございまして、

○政府委員(鈴木一君) 政務次官からお話がございまして、大体私から申し上げることも大してないのでございまして、第一点の証提主義に關しまして、お尋ねに対しては、今政務次官から、大体刑事訴訟法の字句を使つておると……、そういう点についてもこの立法につきましては慎重に審議をして法案を練つたといふことを特に申し上げたいと思ひますが、御懸念の点は、恐らく第五章の第二十七條にこういう字句があるのではありませんか。「入国警備官は、第二十四條第一項各号の一に該当する外国人につき違反調査をすることができ

る。」これは第二十四條に該当すると思料しただけで調査をするのは不思議ではないかといふお尋ねと思ひます。これに對する字句が三十九條のほうに「入国警備官は、容疑者が第二十四條第一項各号の一に該当すると疑うに足る相当の理由があるときは、收容令書により、その者を收容することができ

る。」、こういうやうに書き分けてあるのでありまして、これが同じでないのはどういふわけかといふ御趣旨とも

伺えるので、その点は身柄を拘束しますのが三十九條のほうでございまして、この際には念を入れまして、疑うに足る相当の理由があるといふことを特に明示しておるのでございまして、違反調査のほうは別に司法処分をいたすわけでもなし、行政処分である人が果して外国人であるかどうかといふやうなことで、例えばパス・ポートを持つておるか、或いはそういうやうな点を適宜に調査をいたすわけでございます。刑事訴訟法におきまして、こういう段階におきましては、こういう字句で差支えないといふことで一応尊重に扱つておるといふことが申上げられると思つてございまして、

それから第二点の自由の拘束に關しまして、その救済方法が甚だ民主的ではないといふやうな御懸念があつた以前におきましては、外国人の扱いといふものは外事警察といふやうな方面で、いわゆる司法關係におきまして取調べをし、相當諸外国にも悪い材料が提供されて、日本の外国人の扱いが民主主義に反するといふやうな批判も受けたのでございまして、そこで今回は、そういうことはいいけない、国際社会に復帰する日本としては最も國際慣例に則つた民主主義に沿う手続を取らなければならぬといふので、特に外国人の扱いに對しましては警察とは別の機關を設けまして、いわゆる入国管理庁がございまして、ここで扱う人たちは特別に研修を受けまして、入国審査官といふやうな特殊な人たちにこれを扱わせるといふことになつておるわけでありまして、その人たちが例えば二

十四條に違反するやうな人を扱いますにいたしましたも、すぐにそれで一ぺんにお前は強制退去を命ずるといふやうな、そういうやうな調べ方をするのではないのでありまして、やはり裁判手続と同じやうな尊重な三段階の手続によりまして、本人が納得するまでは強制退去しない、最後に三段階の審査の結果、どうしても退去するといふことになりましたものにございましては強制退去をするといふことになつておりました、その間に本人が承認を求め証人或いは弁護士、代理人といふやうなものを付けることもできますし、そういう意味におきまして人権を飽くまで尊重した手続でありたいといふ趣旨でやつておられますので、お話のやうな点は我々のほうとしましては十分に考慮した措置と考へておるわけでございます。

第三点の思想の自由が、この二十四條の退去強制の施行の中に何か非常な制限を及ぼしておるやうなお話でございますが、我々はその点につきましては次官が申上げました通り、そういう思想を毛頭持つておらない、この法の精神は國際慣例によつて、外国人は民主的な扱いを受けるのであるといふ立場で考へておりますので、そういう思想の自由を束縛するやうなことは毛頭考へておらないと申上げることができ

ます。なお第四点の密告の制度につきまして、これはお話のやうに六十六條でございまして、六十六條にその規定がございしますが、これはただアメリカに例があるといふだけではないに、我が国におきましては財産税法とか税關係の法

律にはこの制度が数々取り行われておるのでございまして、非常にいい制度と我々は自信を持つてはおりませんけれども、非常に少い人数で効果を挙げます一つの方法としては、現在許された止むを得ざる方法であるといふことを御承知を願ひたいと思つてござい

ます。第五点の指紋の点につきましては、これは登録法の第十四條にございまして、この施行その他につきましては、特に政令を以ちまして更に算的措置も必要でございまして、改めて我々のほうといたしましては十分の準備を以てこれにかかりたいと思つております。ただ御懸念のやうに、我々が外国を旅行するときに指紋をとられるといふことは余りない、又自由に旅行ができるといふことについては、むしろそういうふうな日本などは觀光その他のお客に對して悪い感情を持たせないやうにすべきではないかといふやうな御懸念とも伺へますのですが、その点につきましては先ほどもお話がございましたように、觀光の人たちに対しては、この指紋の適用は殆んど行われない、行ふ必要はない、行われないやうな規定になつております。觀光でなしに日本に長く滞在するといふ場合に、初めて指紋といふことが現われて参るのでありますが、指紋にいたしましては、御承知のやうに現在なぞこの指紋が必要であるか、長く日本にお

る人たちが現在外国人登録証明書といふものを各人持つて日本に滞在しておるわけでありますが、その外国人登録証明書が非常に偽造をされ、それが転売され、誰が誰かわからなくなつておる。日本人でございすればいい、

おきましては財産税法とか税關係の法

律にはこの制度が数々取り行われておるのでございまして、非常にいい制度と我々は自信を持つてはおりませんけれども、非常に少い人数で効果を挙げます一つの方法としては、現在許された止むを得ざる方法であるといふことを御承知を願ひたいと思つてござい

しプレスをや適當に作りましてやつておる。それでそれが相當の金で売買されておる。それを持ちまして、密入國をして参るということで、我々のほうといたしましては何によつてその人の同一性を見るかということになりますと、写真でもいけない。もうただ一つ残りますことは、指紋であるのでございます。指紋が是非必要であるということは、これは別にその人を犯罪者としてどうする、こうするという意味ではなくして、その人が正当に入つた外国人であるという御自身の証明にもその指紋が絶対必要である。その人の人權を尊重する上にも自分はかく／＼のものであるということで、みずから

○羽仁五郎君　只今政府側からの御答弁を伺つて、残念がらます／＼その衝に当られるかたの認識がそういうところにあるとすれば、法はいよ／＼嚴格でなければならぬということ全体として痛感するのであります。第一に、証拠主義……証拠主義を覆してゐるのではないかということの質問に対して、例えば取調べをするということとは自由を拘束することでもなく、いわんや刑でもない、従つて該当すると思料する人に對して取調べをしてもよろしいというお考えですが、その際に立法者としては、行政官としては、或いはそういうことをお考えにならないかも知れませんが、立法者として考えなけ

ります。いわんや外人です。そこで現実において、今までこれは入国管理庁長官も報告を受けておいでになると思いますが、今までこういう問題についてさま／＼な事件が発生しているだろうと思います。私も聞き及んでおります。そこで新聞などを通じて我々が心を痛めておつたのも、例えばバスポートを常時携帯していなければならぬ。これが日本の官吏のレベルが高い場合にはそう問題も起らない。現にイギリスなり何なりじゃそう問題は起らない。たま／＼散歩に出て持つておらなくても自宅に持つてゐるという事で解決するのです。日本の場合には散歩に出て直ちに持つていないと

れば簡単に政府のおつしやることに承服するわけに行かないのであります。と申しますのは、成るほどこれは日本の警察が余りレベルが高くないということをお認めになつたといたしまして、入国警備官、入国審査官というのも、これは具体的に端的に申上げると、いづれも入国管理庁長官の輔佐だろうと思ひます。それで入国管理庁長官が右の手で警備官を持ち、左の手で審査官を持つております。ですからこれは、いわゆる三権分立の原則というものをお今改めてお説教申上げるとは失礼ですから略しますけれども、やはりこれはその意味において問題がある。いわんや、外国人に向つて発動するの

た。ところが御承知のように、美濃部先生なり河合樂次郎先生に対する圧迫というものが加わつて来る。これは何か偶然だつたということなら、私もちつとも心配しませんが、併しそういう必然性があるのではないか。又必然性がないということは斷言できることではないと思うが、いわんやこれが外国人に向つてなされるということである。日本の政府で雇う人である場合でもいささか問題に法的にはなります。それが、いわんや日本に出入し、或いは日本に多少長い間住もうとしてゐる人に關係して来る。要するに、外国人ですから……外国人に対してこういうことをするということは、お答へ

の先に言うて恐縮ですが、アメリカでやつてますけれども、アメリカでやつてゐるが、国際的なかゝる非難があるというところである。そういう点でもう一点、單に形式的の御答弁では安心することはできないと思つて、それから入国者につきましてもこれは同様であります。困ることはあるのです。併し困ることがあるからといって、その法律のほうで何も困らないようにやろうという結果、民主主義の原則の法を崩して行くということはお考えになるべきだと思つておるのです。

最後に指紋の点であります。觀光客にはしない、そして多少長く日本に居住されるかたに対してする。そうすると、これは論理を裏返せば、日本を愛し、日本に暫らく居住しようとする人に対しては、却つて失礼なことをしなさいやうになつて来る。さつき管理庁長官は、指紋をとるといふことは人権を尊重するゆゑんだ、日本では昔からやつておるといふことでありましたが、どういふ理論上の根拠に基づいてそういうことをおつしやるのか、無學にして私は了解に苦しみますが、そういう理論上の根拠があるならば教えて頂きたいと思つておる。それで、さつき例を又繰返すようなことはいたしません、或る意味において日本を愛し、日本に居住しようとする人が、日本人よりもひどい待遇を受けるというところを、私はどうも納得することができない。我々日本国民自身は、さつきのお話では、戸籍があるからいいというのですけれども、併し戸籍がない、例えば日本に随分長くおられ、日本を愛し或いは日本で骨を埋めよう

されておる文化上、或いは音楽上、或いは學問上、立派な方がおられる。そういうかたの指紋をとるといふようなことは、私はどうも政府においても忍びないことじやないかと思つておる。先頃、東京都では、古本を売りに来る人の指紋をとらうといふふうには、視庁でやつて、古本屋さんのほうでは、こんなことはできないことではない、それによつて得るところの利益と、それによつて失うところのものと均衡を失つてゐるというところ、沙汰止みになつたこともあり得る。そういう点でもう少し深くお考えを願ひたいと思つておる。それで犯罪者扱いするのではないといふお言葉の下から、パスポートの濫用或いは偽造ですか、パスポートの偽造といふ惡意を予想しておられることは事實です。惡意のある人はどんなふうにして法律を作つたつて、惡意は法律を潜るのです。それで惡意のある人を潜らせないようには法律を嚴格にやると、ひつかかる人は皆善意の人なんです。これは理論上もしよつちやう言ふように、惡意のあるマイノリティといふものに対して人権を侵すような法律を作ると、必ずそれは善意のあるマジョリティの人権を侵すといふことになることは、民主主義の上で忘れてはならない原則です。ですから、この点についても私は、只今の御説明で納得することのできないことを非常に遺憾に思つておる。それから日本人が外国でこういう取扱を受ける虞れはないとおつしやいますけれども、あります。現にあります。又やられておる。それを我々としては今後打破する努力をして行かなければならない。

以上、いずれの点についても、政府の御答弁は納得することができないのですが、最後の点は、本日政務次官が私或いはその他の場合でしたかのお答の中におつしやつておられた言葉の中に、朝鮮のかたや中国のかた、或いは中国の中の台湾のかたといふようなものの善良なかた々々に対しては、といふお言葉がありました。これもやはり実は重大な問題でして、これは單に言葉ならいいのですけれども、併し近代の民主主義の法の根本の原則の一つとして、天使のための法といふものもないし、惡魔のための法といふものもないのだといふ有名な格言があります。それで、これはこの点において日本に入国し又は日本に居住されようとする人に、善意の人と惡意の人と分ける考えがあつて立法をするといふことは、やはり近代の民主主義の法の根本原則を覆すといふことになり得ます。ですから、さつきも申し上げたように、そういう法律を作りますと、少數の惡意のある人は平気でそれを潜つてしまふのです。そうして、多數の善意のあるかたが非常な不愉快な感じを抱かれるといふことになるのでして、その点について、これは最後の点であります。一つ十分のお答えを頂戴しなければならぬと思つておるのです。

○政府委員(石原幹市郎君) いろ／＼御意見承つたのであります。十分に分承いたしました。將來の法の運用に万全の適正を期するように努力いたしたいと思つておる。それから指紋のことでございますが、これは長官から先ほども詳しく説明があつたのであります

るが、まあ科学の進歩によりまして科學的ないろ／＼なやり方をやるということも一つの方法であらうと思つておる。又考えようによりましては、指紋がありましますために、先ほど話がありましたように、自分であるといふことを極めて簡単に明確に立証できまして、我々が最も忌み嫌うところでありまします不当な取調とか、そういうことがなくて済むようなこともあるのでございまして、科學の進歩によりまして、こういう制度を取入れて行くといふこともお考えを願ひたいと思つておる。それから私が善良なといふようなことを申ししたのは、従来長く日本におられまして、よく法を守り、いわゆる善良なであります。が、そういう人々に対しては十分の保護、と言へば又語弊があるかも知れませんが、保護を興える、不利、不便、不都合のないような措置を講じたいといふことが、今回のやはり出入管理令の改訂案の中にいろ／＼考えられておることとございまして、このいわゆる二十四條に違反するような者であるとか、そういう不都合な人にかかるといふ意味で申上げたのでございまして、その他の何ら意味合ひで申上げておる言葉ではございません。

○羽仁五郎君 総括質問について、私の質問として最後の問題ですが、今申し上げましたのも或いは御了解を今すぐ頂戴するのは御無理かといふふうにも思ふのですけれども、天使のための法もなければ惡魔のための法もないといふ格言は、十分お考え頂きたいと思ふのです。今詳しく述べるのが時間の關係もあつて許されませんから、これ以上申し上げませんが、悪い人は幾らひどくしてもいいのだといふことはいふまでもない。幾ら悪い人でも、人間は人間なんです。それから、やはり鄭重な手続といふものを必要とする。なぜそうせなければいかんかといふと、悪い人は何だつてかんだつて潜ります。パスポートも何も、なくても平気で、例を引いては失礼になるから言わないけれども、やります。それでパスポートの偽造くらいで入国管理庁長官がびく／＼しておるようなことでは長官の高邁なる任務は達成できない。日本と外國との關係において、よくして行くことですね。そつちのほうを努力しなければならぬ。誤まりがないように戦々兢兢たる官吏といふものは、自分の職務上のちよつとした小さな誤まりを買さないといふことのために、大目的を覆してしまふということがあることは、よく御承知の通りであります。猶更は虎よりこわい。權利をふるうような法律を以ては、とても國際關係或いは國際慣行といふものを明瞭にして行くといふことはできない。従つて、これは政務次官なり或いは立派な近代政黨としての政府與黨なりにおかれまして、そういう点においてはどうか一つ、私繰返して申し上げませんが、無用な紛擾が起つて却つて現状を惡く激化して行くといふことの虞れのある点は、この際少しでも直して下すつて、円満に私の期待

するように明期に法が運用されるようにお願いしたいと思いますが、如何でしょうか。

○政府委員(石原幹市郎君) 御意見として十分承りまして、先ほど申し上げましたように、今後この法が運用されて行きます上において十分適正なる運用が行われますように努力して参りたいと思います。

○委員長代理(徳川頼貞君) ほかに御質疑ございませんならば、今日の……。

○羽仁五郎君 各條項についてはもう少し伺っておきたいと思うのです。併し一応私は総括的な質問は終りましたので、他の委員もいろいろ御意見があることだろうと思えますから……。

○委員長代理(徳川頼貞君) ほかに御質疑がございましょうか。若し御質疑がなければ、法務、外務の連合委員会は、今日はこの辺で閉じたいと存じます。明日は午前十一時から開会いたします。

これで連合委員会を閉じます。
午後三時四十一分散会

昭和二十七年四月十八日印刷

昭和二十七年四月十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁